明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**総務**六三）　一
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務・厚生労働**四）　三
〔告　示〕
○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件（**総務**三七八）　一三
○通信品質の測定条件を定める件の一部を改正する件（**同**三七九）　一六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関を公示する件（**厚生労働**三七八）　一七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件（**同**三七九～三八三）　一八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の業務を廃止した旨を公示する件（**同**三八四）　二九
〔**官庁報告**〕
官庁事項　三〇
公調委平成二十九年（フ）第一号、同第三号山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示五）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター平成二十九事業年度財務諸表、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六六
会社その他
会社決算公告　八七

省令

○総務省令第六十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、事業用電気通信設備規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十三日

総務大臣　石田　真敏